

埼玉県難病対策協議会設置要綱

(平成28年10月5日 保健医療部長決裁)

(名称)

第1条 本会は、埼玉県難病対策協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、難病の患者への支援の体制の整備を図るとともに、県が行う諸策の円滑な実施を図るため、必要な検討及び協議することにより、もって県民の保健の向上に寄与することを目的とする。

(役割)

第3条 協議会は、次の事項について、検討及び協議し、必要な意見を述べるものとする。

- (1) 難病の患者に対する医療費助成に関すること。
- (2) 難病の患者に対する医療を提供する体制の確保に関すること。
- (3) 難病の患者に対する医療に関する人材の養成に関すること。
- (4) 難病の患者の療養生活の環境整備に関すること。
- (5) 難病の患者に対する医療等と難病の患者に対する福祉サービスに関する施策、就労の支援に関する施策その他の関連する施策との連携に関すること。
- (6) その他難病の患者に対する医療等の推進に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、委員20名以内で組織する。

- 2 委員は、関係機関、関係団体並びに難病の患者・家族並びに難病の患者に対する医療又は難病の患者の福祉若しくは雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから保健医療部長が選任する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を整理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができないものとする。

(学識経験者等の出席)

第8条 会長は、専門の事項を協議するため当該事項に関する学識経験者その他関係者の意見等を聴く必要があると認めるときは、当該学識経験者等を招へいするよう保健医療部長に求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健医療部疾病対策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年1月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、「埼玉県難病対策協議会要領（平成元年7月1日施行）」は、廃止する。